

運営規程

株式会社 KONOTOKI つきあかり訪問看護ステーション宜野湾

この規程は、株式会社 KONOTOKI が設置する「つきあかり訪問看護ステーション宜野湾」（以下「ステーション」という。）の職員及び業務等に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の適正な運営を図り、利用者の在宅療養に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（事業の目的）

第1条 地域の利用者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を継続できるよう、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持及び回復及び生活機能の維持向上を目指す。また、専門的な看護ケア・医療処置・リハビリテーション・家族支援を提供し、心身の安定と生活の質（QOL）の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活動作の維持・向上を図るとともに、在宅療養を推進し、地域住民の福祉の向上に努めなければならない。

1. ステーションは地域住民本位の理念のもとに、地域包括支援センター・医療機関との連携を図り、地域に根ざした訪問看護を提供しなければならない。
2. ステーションは適切な事業運営のために、看護師等に対する研修を実施し、職員の資質向上を図るものとする。
3. ステーションは、利用者の尊厳の保持・虐待防止・身体拘束の禁止・コンプライアンス遵守を徹底し、安全な訪問看護の提供に努める。
4. ステーションは、介護保険制度等に関する最新情報を活用し、適切かつ効率的に事業を運営する。

（事業の実施）

第3条 ステーションは、主治医の訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護を提供する。

1. 訪問看護は原則として、管理者・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等（以下「看護師等」という。）が行い、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称：つきあかり訪問看護ステーション宜野湾

所在地：沖縄県宜野湾市上原1丁目17番10号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者（正看護師もしくは保健師）：1名

- ステーション全体の統括、職員管理、運営管理等を行う。
2. 看護師（正看護師・准看護師・保健師）：常勤換算 2.5 名以上
常勤換算方法により基準員数 2.5 人以上を確保し、訪問看護計画書及び報告書を作成し、指示書に基づく訪問看護を実施する。
 3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：必要に応じて配置
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーション業務を担当する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条

1. 営業日：月曜日から土曜日（国民の祝日、慰霊の日(6 月 23 日)、旧盆ウークイ(旧暦 7 月 15 日)、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く）
2. 営業時間：8 時 45 分から 17 時 30 分
3. サービス提供日：月曜日から土曜日
4. サービス提供時間：8 時 45 分から 17 時 30 分
※上記の 1～4 の他でも電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問看護の提供方法）

第 7 条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1. 主治医の指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
2. 利用者が主治医へ申出できない場合は、関係機関と調整し対応する。

（訪問看護の内容）

第 8 条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 健康状態の観察：血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察
2. 日常生活の看護：清潔・排泄・食事等の支援
3. 療養生活や介護方法の指導
4. 認知症の介護・世話と悪化防止の相談
5. カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
6. 生活用具や在宅サービス利用についての相談
7. 終末期の看護
8. エンゼルケアの実施
9. 精神科訪問看護

（緊急時における対応方法）

第 9 条 緊急時対応方法は次のとおりとする。

1. 緊急時は速やかに主治医へ連絡し指示を受け対応する。
2. 死亡時、交通事故等の場合は管理者及び主治医へ速やかに報告する。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業実施地域は次のとおりとする。

宜野湾市、中城村、北中城村 とする。その他地域は応相談とする。

（利用料等について）

第11条 当事業所の利用料は、次のとおりとする。

1. ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
2. 当事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護師等によって行われる死後の処置（エンゼルケア料金）
 - (2) 利用者の希望や承諾によって行われる保険外サービス（自費サービス料金）

（相談・苦情対応）

第12条 相談・苦情に対しての対応方法は次のとおりとする。

1. 相談・苦情窓口を設置し、利用者の不安・疑問を解消する。
2. 相談・苦情記録は契約終了から5年間保存する。

（事故処理）

第12条 事故が起こった際の対応は、次のとおりとする。

1. 事故発生時は速やかに家族・主治医・関係機関へ連絡し記録する。
2. 事故報告書は契約終了後5年間保存する。

（ハラスメント防止）

第13条 ハラスメントに対しては、次のとおりとする。

1. 事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職務において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止）

第14条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的開催することとし、その結果について従業員に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、従業員に対し、虐待を防止するための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
5. 事業所が、サービス提供中に、当該事業所従事者又は連続者（利用者の家族等関係者を現に養護している者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報すること。

(業務継続計画の策定について)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制づくり業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

1. 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施する。
2. 事業者は、定期的（年 1 回以上）に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業者は、訪問看護サービスの質および安全性を確保し、職員が適切に業務を遂行できる体制を維持するため、下記の事項について適切に実施するものとする。

1. ICT 連携および AI 等の技術活用を推進し、関係機関との情報共有の迅速化および業務効率化を図ること。
2. キャリアラダーに基づく研修および OJT を計画的に実施し、職員の専門性向上および人材育成に努めること。
3. 標準化された手順書・マニュアル等を活用しつつ、利用者個々の生活背景・価値観を尊重した個別性の高い看護を提供すること。
4. 夜間対応後の勤務間隔確保、夜間連続対応の制限その他の施策により、職員のワークライフバランスを配慮し、夜間対応負担を軽減すること。
5. 個人情報保護法および関連法令を遵守し、事業所管理端末の適切な運用、データの一元管理、セキュリティ対策を徹底すること。
6. 利用者の安全確保および職員間の情報共有の質を高めるため、原則として直行直帰を認めず、出退勤時に事業所を経由する体制を維持すること。

附則 この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。